

鳥取市総合計画等策定支援業務委託公募型プロポーザル募集に関する質問内容とその回答

鳥取市企画推進部政策企画課地方創生推進室 令和6年4月19日更新

No.	受付日	質問項目	質問内容	回答	回答掲載日
1	4月3日	実施要領 プロポーザル参加資格要件(6)について	参加資格要件について、総合計画又はこれに準ずる計画等自治体最上位計画の策定とありますが、以下の実績は要件として認められるでしょうか。 ・総合計画策定支援業務(策定に対する技術支援)、都市計画マスタープラン、中心市街地活性化基本計画、立地適正化業務	「総合計画策定支援業務(策定に対する技術支援)」についてはプロポーザル参加資格要件(6)に適合します。「都市計画マスタープラン」、「中心市街地活性化基本計画」及び「立地適正化業務」についてはプロポーザル参加資格要件(6)に適合しません。	4月4日
2	4月3日	評価基準書 ⑧業務実績について	過去5年間における同種または類似の業務において、以下の実績は同種または、類似業務と認められるでしょうか。 ・総合計画策定支援業務(策定に対する技術支援)、都市計画マスタープラン、中心市街地活性化基本計画、立地適正化業務	「総合計画策定支援業務(策定に対する技術支援)」については評価基準書⑧業務実績における評価対象となります。「都市計画マスタープラン」、「中心市街地活性化基本計画」及び「立地適正化業務」については評価基準書⑧業務実績における評価対象とはなりません。	4月4日
3	4月8日	評価基準書 ⑧業務実績について	①業務実績 10点満点と記載ありますが、1件あたり何点の配分でしょうか。また、類似業務は何件まで記載可能でしょうか。	⑧業務実績については、本業務を実施するうえで豊富かつ良好な経験・実績を有しているかを総合的に判断し、審査を行います。また、類似業務の記載件数上限は設定していません。	4月9日
4	4月18日	仕様書 6.業務の内容(1)基礎調査 (ア)市民アンケート (b)調査方法	「重複回答を確認するため、調査票ごとに異なるIDを調査票に記載する」とありますが、調査票(紙)とインターネット回答での重複回答を除外できるならば、発送先の宛名とIDに連動する必要はないでしょうか。	紙面による調査票とインターネット回答の重複回答を除外できるならば、発送先の宛名とIDに連動する必要はありません。	4月19日
5	4月18日	仕様書 6.業務の内容(1)基礎調査 (エ)市政広報モニターアンケート (a)調査対象	市政広報モニターには、どのような対象の方が、どのくらい(人数)登録されているのでしょうか。	市政広報モニターは、18歳以上で市内に居住し、市政に関心のある方に登録いただいております。定数は100人程度です。	4月19日
6	4月18日	仕様書 6.業務の内容(1)基礎調査 (エ)市政広報モニターアンケート (c)業務内容①調査内容の設計	市政広報モニターを対象としたアンケート調査は、「市民の鳥取市に対する印象を把握するため」に実施するとありますが、市民アンケートとの違い(実施目的、何に対する印象を把握するか)を含めてもう少し具体的に明示願えますでしょうか。また、当該調査の調査票は市民アンケートと重複しない内容で検討されるものと想定しておけばよろしいでしょうか。	市民アンケートでは、市政全般について広く御意見をお聞きする想定です。一方、市政広報モニターアンケートでは、市政の重点分野等特定のテーマに絞り御意見をお聞きする想定です。市民アンケートと市政広報モニターアンケートの設問が同一となることはないものと考えていますが、お聞きする施策が類似することはあり得るものと考えています。	4月19日
7	4月18日	実施要領 7.スケジュール及び参加手続き等(4)参加申込み及び企画提案書等の提出 ③提出書類	様式第4号「類似業務実績書」に「履行期間」の欄が2箇所ありますが、両欄に記載する必要がありますか。	様式第4号「類似業務実績書」において、「履行期間」の項目が重複しておりました。修正版をホームページに掲載いたしましたので、お手数ですが修正版を御使用いただきますようお願いいたします。	4月19日
8	4月19日	仕様書 6.業務の内容(1)基礎調査	「インターネット回答用サイトは鳥取市が作成する鳥取市電子申請サービス等を利用」とありますが、回答データ集計作業の効率化等の観点から、別の回答フォームを利用することも可能でしょうか。	インターネットでの回答及びデータ集計が可能であれば、代替手段を活用いただくことは可能です。	4月19日